

平成24年第3回玉城町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成24年9月12日(火)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成24年9月14日(木)(午前9時00分)

出席議員 1番 一 2番 北 守 3番 坪井 信義  
4番 北川 雅紀 5番 中瀬 信之 6番 山口 和宏  
7番 奥川 直人 8番 山本 静一 9番 前川 隆夫  
10番 川西 元行 11番 風口 尚 12番 小林 豊  
13番 小林 一則

欠席議員 1番 中西 友子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第 3. 議案第51号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第 4. 議案第52号 平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第 5. 議案第53号 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第 6. 議案第54号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第 7. 議案第55号 平成23年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)

- 第 8. 議案第56号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 9. 議案第57号 平成23年度玉城町病院事業会計決算の認定について (質疑)
- 第10. 議案第58号 平成23年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (質疑)
- 第11. 議案第59号 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (質疑)
- 第12. 議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (質疑)
- 第13. 議案第61号 玉城町防災会議条例の一部改正について (質疑)
- 第14. 議案第62号 玉城町災害対策本部条例の一部改正について (質疑)
- 第15. 議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算 (第2号) (質疑)
- 第16. 議案第64号 平成24年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (質疑)
- 第17. 議案第65号 平成24年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) (質疑)
- 第18. 議案第66号 平成24年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第1号) (質疑)
- 第19. 議案第67号 平成24年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (質疑)
- 第20. 議案第68号 平成24年度玉城町病院事業会計補正予算 (第1号) (質疑)

(午前 9時00分 開議)

### 開議の宣告

○議長 (風口 尚) ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成24年第3回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

### 会議録署名議員の指名

○議長 (風口 尚) これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 中瀬 信之 君

6番 山口 和宏 君

の2名を指名いたします。

### 議案の質疑

○議長（風口 尚）次に、日程第2 議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第12 議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑は一括上程されました議案第50号ないし議案第60号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）議案第51号 平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出の決算ということで、ここで町長が述べられました「国民健康保険の収納率92.8%、昨年より1.5%上がりました。過年度分も含めて全体では1.4ポイント下がっています。今後の対策を講じ収納率を高めていきます」ということであります。この内容で、この文章を読まさせていただきますと、せっかく町長が細かく説明いただいてまして、単順にこの数字を計算してみますと今年と昨年2年間で収納率が6,600万になるわけでありまして。そして更に全体で過去の未収額も含めて、全体で1.4%下がったということになりますと、約6,600万円プラスアルファの億の未収額があると。町長自ら、ここで表現をされとるわけでありませぬ。このことから、私は6月議会で国民健康保健の未収額を、まず、減らすことが肝心であって、これは役場職員のみなさんの日常業務の中でしっかりやっていたかかないかということになるわけでありませぬ。徴収状況と具体的な説明がないことから、前回6月の国民健康保健特別会計の補正、これについて、値上げは反対させていただきました。過去の未収を含め、町長は「対策を講じ、収納率向上に努めます」と、このように自信を持って言われてますので、これはなんか質問せないかんと。どのような対策をお考えなのか。また、その対策は当然、こういう決算の予測は当然、業務の遂行上、23年度末には想定がついているはずだということで、「対策を講じ、収納率向上に努めます」ということは、24年度からこういう行動はとっておられるというふうには一般的には我々理解させていただきますので、現在9月ですから半年も過ぎているわけです。その成果がでているのか。また、その施策とはどういうものがあるのかということで、こういう具体的に「収納率向上に努める」ということでありますので、その辺をお聞きをしてみたいと思います。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）まずは、現在、滞納整理について、どのような取組みをしているか。と言ったことで、現状をご報告申し上げたいと思います。

先に議員懇談会の席でも、今後、このことにつきましては、日々努力し各方面で強化を行います。こういった内容のことをご報告を申し上げたところでございます。ところが、去る8月29日ですが、このことに関しまして各税、料、目を担当いたします担当者レベルでの会合を持ちまして、今後、実務の上でこれをどのように取り扱っていくかということにつきましての詳細、検討会、今後の取組みについての確認、こういったことを行ってまいったところでございます。先ほど議員おっしゃいました、まず、どのような取組みをして、実行はしておるのかということに対しても、すでに、協議した内容の中で、手を付けておる。実際にそのような、手はずを打っておるといったこともございますので、併せてお含みをいただくといったことをご理解いただきたいと思います。まず、今後の進め方につきましての検討といえますか、意見交換と言ったことで進めてまいりました。滞納者の方々につきましては、その財産調査と言ったことを積極的に進めてまいる。税、財産差押といったことが可能な科目、これは科目によって、法令上、可能かどうかといったことが、さまざま入り組んでまいりますので、その確認をしたうえでということになりますが、そういった確認をしたうえで財産差押といったことに進めてまいる。といったことを確認をいたしております。その他にも既に実行が発生をいたしました税、科目はあるのかなのか。また、件数、金額はどれだけになるのかといったことを把握をする。ということは既に不可されているものについて、それを徴収することが法令上正しいのかどうかということにも及んでまいりますので。そういったことについて、しっかりと確認をしてまいるということでございます。これにつきましては各課が、それぞれで調査をしていくということにしております。

また、税、料金につきましては、滞納をされている方から分納誓約を書式で提出をいただいております。分納制約をしていただいている書式、または、記載内容につきまして、これに十分な内容であるかといったこと、これを個別に確認をするといったことでございます。また、差押物件につきまして、これをネットオークションといった方策を講じまして、管課をする場合に実際にどういった手筈で進めてまいるか。これを一層研究を進めて参る。周辺には、この取組をなされておるところがございますので、これを参考にさせていただいてということも含めて、こういったことを進めてまいるといったことがございます。また、滞納整理の外部委託ができるかといったことにつきましては、少し問題があるかということもございますので、研究の材料にしていくということです。それとすでに、早くから雇い入れをしております税務住民課におきます税務徴修員、この方に各種、科目について、徴収を委託することができるのかどうか。現実にはすでに徴収員がお預かりするということが早くから行われているわけですが、法的にどうかということの確認でございます。併せまして、滞納整理に関しましての職員の研修、これは外部での研修が行われる場合には、積極的に参加をして参る。実務担当者が参加をするということです。これに必要な書籍につきましては購入して参りたいと考えております。滞納となります件数の中には口座引き落とし契約を結ばれておりまして、その方に残念ながら引き落としの時点で口座残高が不足をしていて引き落としができないといったこともございまして、

そういった場合に対処をいたしますのに個人の月間の資金契約というふうなこともございまして、月末にとか25日とか、これだけ残高があればこの月は済んでいくだろうという個人の資金計画ということもあります。債務者に対しまして、こちらから再度の引き落としということを通告することだけで足りるのかどうか、再引落しはできるのか。こういったことについても法律上の根拠といったものなりを確認をしております。こういったことで意見交換といえますか、確認の仕方をいたしまして、そのことについて、既に、先ほども申し上げましたが、可能のあることにつきましては順次、実施をいたしておるということで、どうか宜しく願いをいたします。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）町長がおっしゃられました、今後も体制を講じ収納率向上に努めます。ということで、先ほど内容につきましては、進め方、意見交換、8項目の説明を副町長からいただきました。是非、みなさんで検討されたことを実現をいただくということ、税とか料につきましては、当然、公民なり町民の義務だという風に思います。徴収をいただく、また支払うということは、みなさん住民、そして徴収される側、公平公正、平等ということで、是非、宜しく願いしたいと思っております。これで終わります。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これを持って一括上程されました議案第50号ないし議案第60号についての質疑を終結いたします。

これをもって一括上程されました議案第50号ないし議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第61号 玉城町防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）それでは、提案説明の際にお聞きをしまして、今回の防災会議については機能強化をしていく目的だということをお聞きしまして、私が質疑をさせていただく内容につきましては玉城町の防災会議条例の新旧対照表が見易いかなと思いますので、これを参考に質疑をしたいと思っております。防災会議を司る次にあげる業務ということで、各号に上げるということで、1項については前回のままだということで玉城町の地域防災計画を策定するという項目と及び実施を推進していくということが役割だと、このように書かれておまして。2項ですが、町長の諮問機関に応じて町の地域に関わる防災に関する重要事項を審議するということが目的。3つ目が新しく提案をされたわけでありまして、この「1と2に規定する重要事項に関し町長に意見を述べる」この項があるわけです。これに

つきまして、防災会議の会長は町長がされていて、その会長が町長であるわけでありまして、町長に意見を述べる。要は町長が町長に意見を述べるというふうになるわけです。こういうことは他市町の条例見ても一つも出ていないんです。この3号は本当に必要なのかと。どうも、これで条例を出すと「お前とこなにしとるや」と。町長が会長しとって、それをまた、条例の中へ入れとるということ自体が、いとも不思議なことで、どこの市町も入れてないので、これについてどう思われるかということと、先ほど述べられました機能強化。これにつきましては、確かに組織の中身は変わっているわけですが、この変わった事項の機能がどう強化をされていくのかというふうなことをお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（風口 尚）総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 浩紀）まず、この改正後の3項でいいます「町長に意見を述べること」ということなんですが、この文言につきましては、災害対策基本法、これの16条で市町村の防災会議を置くということが規定されています。この中の6項で市町村の防災会議の組織及び所掌の事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌の事務の例に準じて、当該市町村の条例で定めるということになっていますので、この都道府県防災会議の所掌の事務につきましてご説明させていただきますと、14条の2項第2号で都道府県の知事の諮問に応じて都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。前号に規定する重要事項に関し都道府県知事に意見を述べること。また15条の2項では、会長は都道府県の知事をもってあてるということで、この14条と15条の文言を引用して玉城町もこれを条例に制定しているということでございます。

続きまして、各委員の名称並びに代表者の変更をさせていただきましたのは、1項につきましては伊勢地方県民室長ということで、現在そういう名称がございませんので、今後、県の組織改正に合わせるために、迅速に対応できるように三重県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者、条例改正をせず任命、委嘱をしやすいようにしました。それから、今回、新たに伊勢市消防署玉城出張所長を入れさせていただきました。これにつきましては、玉城町に伊勢市の出張所がございますが、玉城に出張所ございまして、この大本になります伊勢の消防署は伊勢市消防本部対策本部の管轄になります。従って玉城の出張所に見える方が必ず玉城に人命救助に当たるということではございませんので、ただそう言いながら、普段から玉城のことをよく知って見える方ですので、情報供用したいということで、今後の防災会議の中で伊勢市の消防署の消防長の許可も得ましたので、そんな関係でここに入れさせてもらったということでございます。

あとは文言の改正でございます。もうひとつ、今回、区長代表という言葉がなくしました。おそらく20年くらい前から区長代表というのが田丸、外城田、有田、下外城田で無くなりまして、現在区長代表という方が存在しておりませんので、そういう意味で、今回は、はずしました。新しく自治防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者ということですが、これにつきましては、今回、国の災害対策基本法が改正されたことにより、こういう方々を新しく地方防災会議のメンバーとして入れなさいというこ

とですので、玉城町もこれに準じて条例改正をしたということでございます。宜しくお願いします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君

○7番（奥川直人） 先ほど、条例が変わったということをお聞かせしたいと思っております。それと、機能強化につきましては、県知事の部門の職員ということで県民局もそれに入るのかどうか分かりませんが、なるべく近くで、地域に明るい、こういった方をいれた方がいいのかなど。素人考えであります。それと、区長さんにつきましては、毎年変わっていくんで、こういう方が防災組織ということになると継続性も含めて難しいなど。今後、自主防災を玉城町で進めていくということであれば、この自主防災組織を構成するもので私はいいと思うんですが、自主防災組織の方一人ではね、複数にしてほしいなという要望なんです。一人で玉城町の代表という形になると非常に、今後、また集落も含めて自主防災組織を、今後、玉城町として展開していかないかと。いつか将来の自主防災組織の連合会かなにかという組織を町としては築いていく必要があるだろうというふうに思いますので、ここはできれば2名、最低2名ぐらいでそういうしほりをしていただかないと1人だとなにも出来ないんところが。将来、地域の自治防災が連携していくためにも2名というものが、こういう規制をしていただいたほうが、後々運営がやり易いのではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 浩紀） 町の防災会議の組織につきましては、県の訴訟等を準用するということございまして、県の15条の中で委員というのは県の場合、都道府県の防災会議の組織の場合、どのように災害対策のほうは当てているかと申しますとまず、地方行政機関の長、またはその指名する職員、また陸上自衛隊の方面総監、またはその指名する部隊、もしくは機関の長、都道府県の教育委員会の教育長、都道府県の警察本部長、都道府県の知事の職員、市町村長及び消防機関の長、また、指定公共機関、または指定地方公共機関というふうに主に行政機関のメンバーだけで構成しとったというのが災害対策基本法でした。これに基づいて玉城町は行政機関だけにとらわれずに物資の輸送とか、食糧の確保等々考えながら以前の改正前でも農協の組合長、商工会議所長とかを入れさせてもらったということになっています。今回、法律改正の中で新たに自主防災組織を構成するもの、または学識経験のある者というのが、今年、法改正がされた。これを受けて玉城町も条例改正させてもらった。自主防災玉城町も条例改正させてもらった。自主防災組織ということですから、当然、今、玉城町には自衛消防団とともに17の自衛組織がございまして、その中でやはりこれから自主防災組織の方々に入っていく中で、この中では人数を定めておりませんので、当然、町の防災会議として期待するところは自助、共助ですね。この形がしっかり出来上がった自主防災組織であれば特に区長さんを排除するということがございまして。自治会を排除するということがございまして。自助、共助がしっかりできた自主的に防災組織、防災活動を行う組織であれば、たとえば代表区長が亡くなっ

たんであれば、地区にひとつとかいうふうにやりながらやっていただければ我々としても有難いと思いますので、今のところ人数としては定めておりません。もちろん1名にこだわっておりません。ですから、それが自治会であろうと青年団であろうと（青年団もうないですか）、婦人会であろうと自助、共助がしっかりできる組織であれば、是非いろんな意見を聞かせていただいて、玉城町の防災会議の運営に役立たせていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前 9時25分 休憩）

（午前 9時26分 再開）

○議長（風口 尚） 7番 奥川直人君

○7番（奥川直人） この歪な質問をしました「町長が町長に意見を述べる」と会長が町長に意見を述べるということは今現在、先ほどお聞きしたら、今年法改正があって各市町でそれを入れるかということが私は非常に気になっております。今、現状、近隣見た場合にそういった文言は入っていないので、明和や多気や伊勢を見ても、平成20年頃に作られた条例ですから、そういうことが配慮されていないといえばそうなのですが、他の市町の取組み、考え方も、我々も参考にせないかんし、この内容はどうかなと思いましたので、ご検討いただいて、また調査もいただいて、進めていただくようお願いいたします。以上です。

○議長（風口 尚） 他ありませんか。2番 北 守君

○2番（北 守） 先ほど、奥川議員の方から、粗方、質問いただいたんですが、私の方からも、奥川議員の質問に答えてなかったのかなと思う部分をひとつお聞きします。会長が町長になるのかどうか。町が町長になるのかどうか。ここは諮問機関ですので、町長の防災会議に諮問をするということですので会長に町長がなりえないのではないかと私の疑問点が湧いてきたわけです。その答えがまず1点なかったということと、奥川議員の方から沢山質問していただいたように、第3条の中で区長代表を無くした理由が、自然と今までは各地域に代表がおったけども消えていったということですが、今の玉城町の状況というのですか、実態でいきますと、いわゆる区長さんの役割というのは非常に大きいわけです。1年で交代しようが何年で交代しようが、地域のことはどんなことがあってもよく知っておられると思うんですよ。この中で本当に抜いてしまってもいいのかなというのが私の実感なんです。その点について今から入れよとは言いませんが、もし区長を入れていただければ、どの様に対処していただけるのかなと。それから、先ほど奥川議員からも言われたんですが、いわゆる、国の指示で自主防災組織を構成するもの「17」という風に報告があったんですが、これ構成するものであって代表というのは設けないのかどうか、私の中ではしっくりしない。あくまで諮問機関ですのでこれは町長に意見を述べる機関やと私はこう理解しているんですが、この点どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 裕紀） この地方防災会議というのは町長の諮問機関ではございません。あくまでも、玉城町の地方防災計画を策定して、その実施を推進し、また、防災に関する重

要事項を審議するところですので、町長の諮問機関という形ではないです。会議です、これは、各公共団体とか、各県、今申し上げたような委員の構成をすることによって会議を司る。只、この中で災害対策基本法におきましても、「会長は都道府県の知事をもって充てる」と明記されています。「会長は会務を総理する」となっていますので、これに準じて玉城町もこの災害対策基本法に基づいて、このように町長に会長をお願いするということとなります。

それともうひとつ、自主防災組織の中で代表するということがございますが、各地区の自衛消防団が 16 存在します。あと栄町 1 区さんが登録されてます。この中で代表するというよりも、今申し上げたように、この自衛消防団ないし、新たにできた自主防災組織が、今、申し上げた自助、共助、こういうことがしっかりできるのであれば、私は 1 つ、2 つ、3 つと今は問わずに参加していただければ結構だと思います。これが 10 も 20 も増えてきた中では、当然代表というものをやっていかないと、会議の構成員の委員の数が増えてきますので、ここは整理していきたいと思っていますけど、今のところ頑張っていたらとる自主防災組織があれば、これは自治会であろうと婦人会であろうとそういうことを排除するという目的ではございませんし、また、どんどん入れていきたいと思っています。宜しく申し上げます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君

○2 番（北 守） 先ほどの会長の件はよく分かりました。ありがとうございます。区長と自主防災組織の代表という形ですけど、将来にわたって、代表ということやなしに町長が依属するという格好をとっていくのかどうか。直接、区長さんや誰か適任者がおたらされるのかどうか。その点だけお願いします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 裕紀） 災害対策基本法では三重県知事が特に必要な者を任命する条項はございません。玉城町の条例の中では 12 号、その他町長が特に必要と認めた者というところがございますので、この中で自主防災組織を構成する方ではなくてもそういう方が見れば入れさせてもらうことは可能だと判断します。宜しく申し上げます。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 61 号に対する質疑を終結いたします。

次に日程第 14 議案第 62 号 玉城町災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 62 号に対する質疑を終結いたします。

次に日程第15 議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算(第2号)ないし日程第21 議案第69号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましても、後日、予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑は一括上程されました議案第63号ないし議案第69号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。7番 奥川直人君

○7番(奥川直人) 平成24年度の補正予算ということで、P11になります。ここで演劇・ダンスによる文化振興のイニシアチブ事業委託料、これが新規に154万円補正をするということになりました。まあ文化庁がこれを管理をして、そこへ申請をされたところのように思うわけですが、どのような趣旨で申請されているのかということと、また、町として今後の活用をどのようにお考えになっているのか、具体的な事例があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長(風口 尚) 教育長 山口典郎君

○教育長(山口典郎) この演劇ダンスにおける文化振興イニシアチブ事業ですけども、これは議員ご指摘のように文化庁の補助を受けまして、県の方の演劇やダンスに関する文化振興の事業であります。この金額につきましては、大きくは演劇の半分を県の方が補助をするという形です。残りの演劇の半分は観客から収入を得るという形で154万の中の77万が県の補助、77万が観客からの収入ということで町からの持出しはありません。今のところ考えておりますのが、かつて城山の石垣で演劇をしていただきました第7劇場がこれに手を挙げていただいています。演劇第7劇場を中心にして、今のところ250名の観客数を約2回開演をしていただきたいという形で、県との協議に入らせていただいておりますので、今後又、文化芸術を玉城町へ広めていただきたいと思い、この事業に挙手させていただいたわけです。以上です。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君

○7番(奥川直人) このイニシアチブの補助金につきましては音楽とか演劇とか舞台とか、美術とかメディア芸術、幅広く対象となっております。この件につきましては、私も、現在は玉城でいろんなこと、福社会館にプロの方もきて貰ったり、松阪商業のギター・マンドリン、いろんな方をお越をいただいて住民のみな様、そして、これから育てていく子どもたちにいろんな感動を与えていただいております。このことをお聞きするのは、以前の一般質問で見並教育長が見えるときに多気町はこれにものすごくお金を掛けてやっております。それで、玉城町も子どもたちにやっぱり本物を見せることが、非常に自分の成長になって、自分の夢ができて、健全にも育つだろうし、そういった芸術も生まれてくるだ

ろうということで提案をさせていただきながらきたんですけど、最近、そういったことを実施をいただいております、もう少し幅の広い使い方をご検討されているのか、決して第7劇場が駄目だというわけではないんですが、もう少し観客からお金を貰いながら、何をするのかと。玉城町の住民、子どもたちに何を与えるのかということの目的がちよっと。こんな話があるからどうだ。という、私も見たことないんで申し訳ないんですが、趣旨とビジョンというものが、すこし回避しているように思うんで、そのへんのお考えをお願いします。

○議長（風口 尚）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎）今のところ、文化活動におきましては、町民のみなさんに期待をさせていただいております、高校の吹奏楽とかギター・マンドリン、それから先日行なわせていただいた塚本シスターズ、これにつきましてはふるさと納税のお金をいただきまして、子どもたちに2弦奏、塚本シスターズの演奏を聴いていただくという形をとっております。そういった点では無料なんです。まず無料で町民のみなさんに良い音楽、楽しいものを見て頂きながらまず文化の目を超やしていただきたいと思っています。将来的に、今回、第7劇場、これはフランスでも公演をされた劇団ですので、かなり純度の高い演劇だと思っておりますので、今回こういうふうなものがありましたら検討させていただいて、町民のみなさんのニーズに合わせて、或いは興味関心に合わせて、検討させていただきたいと思っております。まず、そういうふうな点ではふるさと納税、そして今回という形で更にまた検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）先ほども教育長の方から第7劇場からの要望があつて、こういう企画にしたということでありますが、私は、教育委員長も見えますし、教育長も見えますし、やっぱり玉城町として、どういうものを育んでいくんだという自主性といいますか、夢のある行政、夢のあるお金の使い方、こういったことをしていただきたいと。何かあるから使うではなくて、こういうものを作りたいんだということを的確に掴んで、そういったものにどんどんお金をつぎこんでいただくのであればいいかな。

多気町の場合は町単で300万円くらい出していると思います。他はお客さんからお金を貰って運営しておりますが、それでも満員です。売り切れて無いくらいの入場率なんでは是非そういった企画をお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚）他ありませんか。2番 北 守君

○2番（北 守）議案第63号 P10ですけど宜しいでしょうか。町長の提案説明の中で、地方交付税の確定額云々ということでおっしゃってみたいところがございまして。具体的に地方交付税の1億円の増額ということと、町債について、この2点同時にお聞きしたいんですが。まず地方交付税についてですが、今国会で「地方交付税4.1兆円延期」といううみだして「特例公債法案が目途立たず」ということで結局廃案になって目途が立っていない。国勢の方でゴタゴタしているつげが地方に廻ってきておるということの中で、今回1億円の増額補正を挙げていただいたということ、特例債の行方が分からんということに

なりますと地方自治団体におきまして遅れた場合、財政的な影響は出てくるのではないかと  
という心配がございます。一時借入となんとかせいとか、利息はどうするんやとかいう話  
も国の方ではやっておったようなんですけども当町においてはその点はどのように処理され  
ていくのか。また9月補正で町債を発行している。起債について2点目聞きたいんですが、  
緊急防災減債事業債1億2千220万円、これは町債務の増減額や変更ということで補正予  
算の中には説明が上がっております。この町債務について緊急防災・減債事業債、公共事  
業等債、臨時財政対策債の返済にあたり、全額を一般財源で賄うのではなく、国から支出  
の財政補てんとして負担として貰える、所謂、起債といえども交付税の措置があると聞い  
ております。この起債は交付税の措置があるのかどうか。この点をお聞きしたいと思います  
。例えば、緊急防災、減債事業債の例をひとつとってみますと保健福祉会館の非常用発  
電機3千万円、今度議案審議させていただきます。それから城西橋、妙法寺橋の補強工事  
ということで、この支出のために起債を借りていただくということですが、このときに交  
付税の措置があれば一般財源使わなくてもいいやないか。よかったなと思うわけなんです  
が、この2点、回答宜しく願います。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）北議員おっしゃるとおり国会が閉幕しまして、通称、特例公債法案  
が廃案となりました。この廃案は国の財政上でも大きくて、国の予算は90兆3千億円、  
この中で特例公債の発行額38兆3千億円を占めているわけですから、予算措置ができて  
ない、これが歳入として充てられないということですから、大変なことだというふうに考  
えてます。これにつきまして9月7日に閣議決定がされて9月以降の一般会計の執行につ  
いてということの閣議決定が出て、これが各都道府県はじめ市町村に送られたんですが、こ  
の中に、まず交付税を抑制するという項目がございました。都道府県につきましては、9  
月支払の交付税を9月、10月、11月の3か月に亘って分割支払いすると。概ね3分の1  
ずつ、9月、10月、11月で入ってくることになります。只、市町村の交付税につきまし  
ては9月支払分につきましては、全額、100%補てんされるということで、9月10日に納  
付されております。国会の再開の用途は報道のとおりでありますので、このまま大きく占  
める歳入不足をどのように国が補てんしていくかという中で、秋の臨時国会にしる開催さ  
れ、この法案が通らないということが想定されれば、国として11月くらいに一般会計の  
歳入が勃発するだろうと言われてます。次、交付税が入ってくるのが11月ですから、次  
の市町村へ入ってくる交付税がどのように入ってくるかは、今の国会の政治と同じで、全  
く不透明でございます。只、ひとつ議題として上がっているのは、国会の審議がいら  
ない財務省証券です。約20兆円あるそうなんですけど、それを発行するかどうか論議が上  
がっていますが、政府は税制法上、適正でないという政府の回答がでました。国の動  
向を見ながら11月の交付税措置がどのようにされてくるか確かに心配でございます。宜  
しく願います。

予算書P9にございます今回の変更の起債につきまして、まず緊急防災・減債事業債につ  
きましては、充当率は100%、交付税措置は70%になっています。それから公共事業等債

につきましては充当率は90%で交付税の算入は20%、最後に今回減額しておりますが臨時財政対策債、これは交付税の補てんをする借金でございますけども、充当率は100%でもちろん交付税措置に関するものですから、元利ともに100%交付となります。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）9月時点は100%交付税は入ってきておると。それ以降は不透明やと。こういう風に理解して宜しいでしょうか。

財政計画も立ててやっていたいただいていると思いますので宜しくお願いします。それから起債のことについて交付税との関係というのはなかなか解りにくい話ですけどもお金をたとえ1億2千220万円増額したということですので、その70%の分が元利共に交付税として参入されてくるとこういうふうなことで理解して宜しいでしょうか。

○議長（風口 尚）総務課長 林 浩紀君

○総務課長（林 裕紀）おっしゃるとおりでございます。起債の機能としましては、勿論財政上の種類とか、一般会計の補てんということでお金を借りるということはあると思いますが、今回、昨今の町の事業で債権を起こしていることにつきましては、住民負担の世帯間の構成、今年度負担にするということと、大きく昨今では国の経済対策の調整ということで、国が補助金を1億円送れば、当然1億円いるわけで、20年償還で70%の補助であれば20の自治体が仕事ができるということも含めながら、今は大きく起債計画の中では、国の経済政策との調整の意味合いが多くございまして、これに手を挙げて補助率の高い、即ち交付税措置があるものに対して起債をさせていただいているというのが現状です。宜しくお願いいたします。

○議長（風口 尚）他にありませんか。5番 中瀬信之君

○5番（中瀬信之）議案63号の民生費のことについて、まずお伺いいたします。元気バスの追加、導入経費ということで110万円上がっておりますが、今回補正に上げたということは使用する客数が増えるということが考えられるわけですが、今後、益々玉城町の高齢化も進んでくるわけです。そういう中において、今後の対応も含めて、利用者が増えれば、バスもどんどん増やしていく考えはあるのか。またそれに併せてオペレーターとかそういう増員も考えなくてはならないというふうになってくれば、玉城町の元気バスの進め方とすれば客数が増えれば、どんどんバスも増やして、制限範囲を持たないという考えがあるのか、またある一定の制限範囲を持ったなかで、こういうことも考えているのかということをお伺いしたいと思います。

それと同じく商工費の中の町内中小製造業者等が行う新製品新技術の開発支援というのがありますが、この町内の中小企業というのはどういう業者を想定しておるのか、商工会に加入している業者ということなのか、一業者なのか数業者なのかということをお伺いしておきたいと思っております。

それともう一点、消防費のところ、福祉会館に非常用電源設備を設置するとありますが、最近の使用状況やそういうのを見ておると、時間あたり100ミリを越す雨が降ったり、集中豪雨があったり、100年に一度の大雨が降るといって誰かが想定できないような

ことが起こる可能性が非常に多い。福祉会館については、外城田川沿いにあるということもございますので周辺の堤防とか、あらゆる状況を想定した上での設置場所の設定を検討されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）生活副課長 中村元紀君

○生活副課長（中村元紀）元気バスの件について説明させていただきます。これについては以前に下外城田小学校の方の放課後児童クラブの送迎をということでマイクロバスを使用しておりました。このバスにつきましては、かなり年数も経っておりまして、新しいバスを買い替えるかどうかという考え方の中で利用勝手のよい元気バスを1台増加させていただきたいというふうな考え方を持って、提案させてもらったものでございます。マイクロバスを1台廃止して、代わりに元気バスを入れさせていただきたいということでございます。それから、利用の制限の関係もおっしゃってみえたんですが、総合計画の中では平成27年までに利用者を4万人まで増やすという目標を定めております。目標数値を4万人に定めておりますので、現行は2万7千人程度の利用となっておりますので、その段階までは現行のままでもいいと考えています。また、利用制限も設けるかという話もございましたが、これにつきましては状況を見ながら考えていきたいと思っています。

また、高齢者の交通安全対策の一環としまして、免許証を返還された方について、元気バスに乗り換えていただくような方策も今後検討していきたいと考えています。

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間宏紀）2点目、議員仰せの予算書でいきますと新産業創出支援事業補助金という事業名で今回創設をいたしとるところでございます。これにおきます町内に中小企業製造業者等ということで、この定義といたしましては、まず、中小の製造業者の団体ということを考えています。中小企業製造業者といいますと中小業者の企業法の規定に伴います第2条第1項に規定をする中小企業、これと言いますのが第1号の方で資本金出資総額が3億円以下の会社、常時に使用する従業員が300人以下の会社及び個人であっての製造業、建設業、運輸業というふうな職種でございます。2号については卸売業、3号におきまして資本金出資の総額が5千万円以下の会社及び常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業と営むものというのが規定をされておりますので、この中小企業者を想定をいたしておるところでございます。また、中小製造業者の団体ということでこれにつきましては、先ほどの中小製造業者で構成されるものが構成員として3分の2以上の場合につきましては団体という扱いにしようとして計画をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）保健福祉会館に発電機を設置することですが、保健福祉会館につきましては、今、改正中の防災計画の中で災害対策本部の代替措置として、ひとつしておきたいということで保健福祉会館ということで進めています。その中で保健福祉会館は社会福祉協議会というのにも入っておりますし、また、ふれあいホールというところもございまして、福祉避難所としての機能も果たしていきたいと考えております。もうひとつは町

の防災対策本部の代替措置としてやっていきたいという思いがあって、ここの保健福祉会館を指定しています。

ただ今、ご質問がありますように外城田川の近くということで、確かに水位等の心配はあるんですが、今回、この発電機を計上させていただきましたひとつのきっかけとしましては、緊急防災・減債事業債の枠で最近5年間に集中する東日本の費用にかかる19兆円を国が用意をするということになってはいますが、その中、復興増税が来年から組まれます。この復興増税10兆円の中から1兆円を全国の各自治体に集中的に緊急防災事業に充てるということで、1兆円が見込まれたんですが、平成23年と平成24年の申し込みでほぼ1兆円上限枠を達するのではないかとということで、一次募集のときのこの耐震の関係につきましては8月4日に財務省の内定が出ていますので、OKやと思っていますが、この後の今回提案させていただいています保健福祉会館の3千万並びに妙法路橋、城西橋の2千万ずつの設計の起債につきましては年明けぐらいに内定がでるかでないか、微妙なところでございますが、この中で本来ならばもっと高台のところに避難所を作って、そこに発電機能を設けたいのですが、70%の交付税措置をあてがうということの起債でありますので、これは来年はおそらく無いと思っています。ですから、この2次募集に急遽手を挙げさせてもらったということで、今回9月補正というこんな時期に計上させてもらったというのが実状でございます。従いまして、未曾有の大きな震災がきて外城田川が氾濫するということを想定することも大事なんだろうが、それまでに納まる災害であれば、あそこに発電機をおいて色んな機能に使ってきたいということで今回計上させていただきました。宜しく願いいたします。

○議長（風口 尚）他にありませんか。5番 中瀬信之君

○5番（中瀬信之）先ほど説明をしていただきました元気バスについては、今回バス1台増やして4万人対応までそれでいくという考えで宜しいですね。

それと非常用設備については、未曾有のことをあまり考えないということですが、今言われておるのは、未曾有のことが起きたときにどうするんやということも大きな要素とっておりますので、あくまで非常用ということですので、そういうことも想定してできるだけ、被害がでないような設置を再度考えていただきたい。以上です。

○議長（風口 尚）他にありませんか。12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）議案第68号 平成24年度 玉城町病院事業会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

今回の補正で三重大学医学部と関連病院との連携を許可するためにホームページをリンクさせるということで計上されておるんですが、情報化時代、IT化時代ということでこういったことは必要かなと思うんですが、これを行うことによってなにか大きな効果が見受けられるのか。また、効果はないが自治体病院ということでなかなか宣伝ということができないということで、ひとつの宣伝効果を持つのか。具体的にもう少し説明していただきたいと思います。

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）今回、提案させていただきます委託料につきましては、先きほど議員おおせのとおり宣伝の意味が多くございまして、現在玉城病院におきましては、医師の派遣等におきまして三重大学の教室の方で大変お世話になっております。その教室のホームページが改修されることになり、それに合わせまして、そのホームページにリンクをさせていただくために今回補正をお願いしているものです。宜しくお願いします。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）そうすると三重大学医学部との関連病院となると近くの日赤とか伊勢病院ともリンクできるということになるのでしょうか。

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村 優君

○病院老健事務局長（田村 優）今回、ここで述べております関連病院につきましては、桑名西医療センターでありますとか、四日市社会保険病院、三重県立医療センター、上野市立上野総合病院、遠山病院、三重病院、若葉病院等の病院でございまして、日赤とか伊勢病院については入っておりません。以上です

○12番（小林 豊）ありがとうございます。

○議長（風口 尚）他ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって、一括上程されました議案第63号ないし議案第69号についての町長の提案理由に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩を致します。

（午前 10時5分 休憩）

（予算決算常任委員会付託表を配布する）

（午前 10時6分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。

お諮りいたします。

本日質疑を終了いたしました議案第50号 平成23年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第60号 平成23年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての各議案及び議案第63号 平成24年度玉城町一般会計補正予算(第2号) ないし議案第69号 平成24年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、お手許に配布いたしました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託 いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第50号ないし議案第60号及び議案第63号ないし議案第69号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

只今付託されました議案の審査のため、

明日 15 日より 20 日までの 6 日間 休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9 月 15 日、から 20 日までの 6 日間休会することに決しました。

なお、休会中に付託されました議案の審査をお願いいたしたいと思いますので、日程について事務局長から報告いたさせます。

○議長(風口 尚) 事務局長 辻 誠君

○義会事務局長(辻 誠) 日程の報告をいたします。

予算決算常任委員会を 9 月 18 日(火) 午前 9 時から第 4 会議室におきまして開会いたしますので定刻までにご参集をお願いいたします。

○議長(風口 尚) 只今、事務局長報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

来る 21 日は、午前 9 時より本会議を開き、委員会報告、討論採決、追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれを以って散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前 10 時 9 分 散会)